

払戻金に関する事項

採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退職等」という）、求人者の求めにより紹介手数料の一部を払戻する制度を設けております。ただし、退職等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

- ・ 1ヶ月未満の間：報酬の100%
- ・ 2ヶ月未満の間：報酬の75%
- ・ 3ヶ月未満の間：報酬の50%
- ・ 4ヶ月未満の間：報酬の25%

※払戻条件等の詳細については、契約書にて取り交わすものとなります。

許可番号	26-ユ-300760
事業所の名称	EverAid 株式会社
事業所の所在地	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町2-4 三条 COHJU ビル 4F